

「(仮称) 障がい者差別解消条例」素案に係るパブリックコメントの実施について

1 条例制定の主旨

町田市ではこれまで、地域課題を「自分ゴト」と感じて地域で活動する主体を増やし、市民や地域活動団体、事業者の方々と一緒に考え、一緒に行動していく地域社会づくりを進めてきました。

障がい者への差別がない地域社会づくりを実現するためには、市民一人ひとりが「自分ゴト」と感じて、日々の生活のみならず、地域活動や事業活動など様々なコミュニティを通じて行動していくことが必要です。この条例で市民等の責務を明文化することで、協働による共生社会の実現を目指します。

2 条例の特徴的内容

- (1) 基本理念として、基本的人権を尊重すること、障がい理解を促進していくこと、そして障がい者も障がいがない人も、お互いを理解し建設的対話のもと協力していくことを定めます。
- (2) 市、事業者及び市民等の責務だけでなく、障がい者の役割も定めます。
- (3) 「不当な差別的取扱の禁止」と「合理的配慮の努力義務」を市民の責務として定めます。

※条例の概要は2ページ目以降を参照

3 パブリックコメントの実施期間及び実施概要

本条例の制定にさきがけ、広くご意見を伺うため条例素案に係るパブリックコメントを実施します。

- (1) 実施期間：2023年9月1日（金）から9月29日（金）まで
- (2) 配布場所：市庁舎（障がい福祉課、広聴課、市政情報課）、各市民センター・各連絡所、男女平等推進センター、各障がい者支援センター、子ども発達センター、教育センター、生涯学習センター、各市立図書館、市民文学館、
- (3) 提出方法：専用封筒での郵送のほか、FAX、Eメールでの提出、または配布場所に提出する。（障がいがある方に応じた提出方法については随時対応します。）
- (4) 周知方法：①広報まちだ8月15日号で「パブリックコメント実施予告」を掲載し、9月1日号で「パブリックコメント概要」を掲載する。
②町田市ホームページに同内容を掲載する。
（視覚障がい者や知的障がい者の方に向けた資料も用意します。）

4 パブリックコメント実施後のスケジュール（予定）

年 月	実施内容
2023年12月	・意見の概要と市の考え方を公表 ・パブリックコメントの結果について行政報告 ・町田市障がい者施策推進協議会から条例素案の答申
2024年3月	条例案を議会上程
2024年度中	周知期間を経て条例施行

5 「(仮称) 障がい者差別解消条例」の概要

(1) 条例目的・基本理念

<p>条例目的</p>	<p>障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務並びに障がい者等の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する取組みについて必要な事項を定めることにより、<u>すべての人が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現</u>に寄与することを目的とする。</p>		
<p>基本理念</p>	<p>障がいを理由とする差別を解消するための取組みは、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。</p>		
	<p>①基本的人権の尊重</p>	<p>②理解の促進</p>	<p>③相互協力</p>
	<p>全ての人は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、かつ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。</p>	<p>障がいを理由とする差別の多くが障がい者に対する誤解や偏見は、理解の不足等から生じていることを踏まえ、障がい、障がい者及び障害の社会モデルについて理解を深めること。</p>	<p>障がい者も障がいがない者も、それぞれの立場を理解し、建設的対話のもと相互に協力していくこと。</p>

(2) 責務と役割

基本理念に則り、市、事業者及び市民等の責務及び障がい者等の役割を定めます。

市の責務

- ・市は、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を計画的かつ継続的に実施しなければならない。
- ・市は、前項に規定する施策の実施に必要な体制の整備を図るとともに、障がい、障がい者及び障害の社会モデルに関する理解の促進を図るための啓発を行わなければならない。
- ・市は、市職員に対し、障がい、障がい者及び障害の社会モデルについての理解を深めるための取組みを行わなければならない。

事業者の責務

事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- ・障がい、障がい者及び障害の社会モデルについて主体的に理解を深めること。
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこと。
- ・市が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力すること。
- ・従業者に対し、障がい、障がい者及び障害の社会モデルに関する意識の啓発を図ること。

市民等の責務

- ・市民等は、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。
- ・障がい、障がい者及び障害の社会モデルについて主体的に理解を深めること。
- ・市又は事業者が実施する、障がいを理由とする差別を解消するための取組みに協力すること。

障がい者等の役割

- ・障がい者及びその支援者は、社会的障壁の除去の適切な実施のため、障がいを理由とする困難又は必要な配慮の内容について発信するよう努めなければならない。

(3) 差別の解消

不当な差別的取扱いの禁止と合理的な配慮に関する内容について、「障害者差別解消法」及び「東京都障害者差別解消条例」で定める対象範囲を拡大（横出し）して制定することで、差別の解消を図ります。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的な配慮
障害者差別解消法	行政機関・事業者 (国民についての規定なし)	行政機関は法的義務 事業者は努力義務 (2024年4月から法的義務) (国民についての規定なし)
東京都条例	都・事業者 (都民についての規定なし)	都・事業者は法的義務 (都民についての規定なし)
町田市条例 (案)	市、事業者、 <u>市民</u> 【横出し】	市・事業者は法的義務 <u>市民は努力義務</u> 【横出し】



(4) 相談体制・紛争解決

障がい者による差別に関する相談に対応するため、専門相談員を配置し、事実確認や調整等を行い、当事者間での建設的対話による解決を図ります。それでも解決に至らなかった場合は、条例に基づき以下3～6の手続きを行います。

紛争解決の仕組み

① 相談

障がい者による差別をされたり、困ったことがあったら、障がい福祉課または地域の障がい者支援センターに相談ができます。

相談窓口

市内地域5カ所に設置されている障がい者支援センターも相談窓口とすることで、相談しやすい体制にします。

② 事実の確認・調査

相談を受けた市は、事実の確認・調査をします。また、必要に応じて情報の提供、関係者間の調整、専門の窓口の紹介などを行います。

専門相談員の配置 (想定)

相談に応じて、専門的に事案の解決又は改善を図るため、障がい福祉課に専門相談員(会計年度任用職員)を配置します。

条例に基づく紛争解決のための手続きは、

以下、「3助言又はあっせんの申立て」から「6 勧告及び公表」までです。

③ 助言又はあっせんの申立

相談者が相談しても解決しないときは、市長へ助言又はあっせんの申立てができます。

(仮称) 町田市障がい者差別解消支援協議会

条例に基づき設置される市長の附属機関

<協議会の役割>

- ・ 市長からの諮問に応じ、調査審議し答申
- ・ 障がい者による差別を解消するために必要な施策及び取組みの検討、実施状況の確認及び提言

④ 市長

市長は、「(仮称) 町田市障がい者差別解消支援協議会」に、助言又はあっせんの適否やその内容(解決方法)について諮問します。

諮問

⑤ 助言又はあっせん

市長は、障がい者による差別を行ったと認められた者に対して、助言又はあっせんを行います。

答申

⑥ 勧告及び公表

障がい者による差別を行ったと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができます。勧告しても正当な理由なく従わない場合、勧告内容を公表することができます。

協議会の委員構成

- ・ 障がい者
- ・ 関係行政機関
- ・ 事業者
- ・ 学識経験者
- ・ 法曹関係者
- ・ 福祉関係者 など